

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成21年 3月26日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	寺 崎 いわお

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
総務部	総務課、生活安全推進室、情報政策課、 人事厚生課、行政改革推進課、能力開発室、 財産管理課	平成21年 1月 8日 ～ 2月27日
出納室		平成21年 1月 8日 ～ 2月27日
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、 障害者福祉課、長寿介護課、保護課	平成21年 1月20日 ～ 2月27日
	〔保健所〕 総務医薬課、衛生対策課、保健予防課、健康推進課	
企画財政部	企画調整課、中核市準備室、地域政策課、 地方拠点都市整備推進課、財政課、広報広聴課	平成21年 1月26日 ～ 3月25日
	東京事務所	平成20年10月15日 ～平成21年3月25日
企業局 水道ガス部	総務、経営企画室、経理課、料金課、施設整備課、 営業開発課、水道施設サービス課、 ガス施設サービス課、浄水管理センター 田主丸事務所、城島事務所、三漕事務所	平成21年 1月28日 ～ 2月27日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔企画財政部・総務部〕

合併協定に基づき、主要事業として種々の施策が行われているが、特にハコモノ事業では建設が先行し、その施設の設置目的を達成するための、市民自身による活用に向けた仕組み作りや、施設機能を十分に発揮させるような事業者側の仕掛け作りなど、事業展開について市としての、また主管部局としての検討が、後付けとなっているように見受けられる。

公共施設の建設は、初期投資はもちろん建設後の維持管理にも多額の費用を要する事業である。財政状況が逼迫する中で、限りある財源を有効に活用するためには、事業の重要性や緊急性等を勘案し、ハード、ソフトの両面から「選択と集中」に基づく事業の調整と各部局に対する指導等を行うことが必要と思慮される。行政改革や都市経営の観点から、全市的視野での将来見通しを踏まえ、健全財政の維持を規範として取り組まれるよう要望する。

〔企画財政部〕

各部局において、各種任意団体に負担金、補助金又は交付金を支出し、その事務局も併せて担当するものがある。その中には、平成19年度決算によると、事業費より繰越額が大きく上回っているものや、繰越金からの積立預金がかなりの額に達しているものがあるので、年度末に余剰金が生じた場合は一定の基準により精算するなど、適正な公費支出のため、何らかの標準となる手続きを検討されたい。

〔総務部〕

- 1 情報機器の発達に伴って電子自治体づくりが進められる中、各端末から容易に印刷が可能なこともあるためか、多種多様な資料の要求に応じて紙の使用量が毎年増加している。市としては地球温暖化防止実行計画に基づく省エネルギー・省資源活動にも取り組まれているが、平成19年度は本庁のほとんどのフロアで増加がみられる。環境対策面からの取組と同時に、紙を極力使わない事務処理の仕組みの構築や改善対策にも努められたい。
- 2 平成17年の合併から4年が経過した中、本庁と総合支所間の権限と責任や業務の分担に関して、必要の都度見直しが行われてきたが、依然として権限が不明確なものや業務量の格差が見受けられる。総合支所における組織体制、管理職の配置、各課の権限と責任のあり方等について、効率的で効果的な事務事業を運営するためのよりふさわしい形態、改善点の有無などを絶えず検証し、あるべき姿について更なる見直しを図られたい。
- 3 新行政改革行動計画の中で、外郭団体の統合が目標として掲げられ、現在までにいくつかの団体が統合された。その際、事前に統合のメリット・デメリットを想定して統合がなされたものと思われるが、今後予定されている統合の参考のためにも、事後の検証が必要と考えるので、きめ細かな精査に取り組まれるよう要望する。

〔健康福祉部〕

- 1 城島保健福祉センターが本年4月から開館し、各種の事業が始められる予定であるが、健康福祉部と総合支所との組織の違いからくる指揮命令系統の相違や権限と責任のあり方、さらには事業の一部を委託した場合にその運営指導に責任を持つべき担当部局の明確化など様々な検討課題が想定される。こうした課題を事前に洗い出し、トラブルの発生をできる限り未然に防止するような対応を図るとともに、施設が有効かつ効率的に利用され、その機能が最大限発揮されるための事業計画の作成や、これに伴う明確な目標を定めて事業を推進するよう努力されたい。
また、市民の継続的な利用が期待できるような魅力あるメニューや料金システムの構築など、施設の活用促進につながるアイデアを出すことを常に課題として、運営に取り組まれたい。

- 2 市民と行政が連携して地域福祉を推進するため、各校区や地区の特性に応じた地域福祉計画が作成されているが、地域福祉事業が、より一層推進されるためには、具体的に実行していく仕組み作りが重要な鍵となる。指導者をどのように養成し、組織をどう形成していくのかなどの環境整備や、実行したことがどのように福祉の充実につながったのかなどの事後検証による課題抽出まで、計画遂行の一連の流れを体系的に明確にした上で、地域福祉の充実に取り組まれない。

〔水道ガス部〕

- 1 合併から4年が経過し、料金統一や配水場の整備が実施された中で、合川本庁と2事務所（城島事務所及び三瀨事務所）における組織体制や権限と責任のあり方、事務配分等について、一定の見直しをすべき時期にきていると思われる。
現在の事務事業体制等が、コスト面も含めて効率的で効果的に遂行できるものであるのか、そのためにはどのような形態がより良いのか、改善すべきところはないかなど、絶えず問題意識を持って検証し、組織としてのベストなあり方を検討されたい。
- 2 田主丸の水道施設整備事業については、今年度から予算措置がなされ、最終的には民生用として田主丸地区皆水道を目指す計画の実現に向けた事業が開始された。
実現のための施設整備には莫大な設備投資が今後必要となるので、田主丸地区以外の水道使用者にその経費負担のしわ寄せが来ないよう、田主丸地区住民の上水道整備事業に対する理解に万全を期し、同地区の上水道利用が促進されるような働きかけに努力されたい。
- 3 浄水管理センターは、筑後川の水を機械装置や化学薬品を使って浄水し水道水とする、民間における「商品」を製造する工場ともいえるべきところであるが、些少であれ、さまざまな事故やトラブルが発生していると思われるにもかかわらず、事故台帳のような総括的な記録簿が作成されていない。
1件ごとの対応状況は記録され、決裁処理も行われているが、それらの事跡は分野別に分けて保管されているのみであり、過去の事案事跡も含めた体系的な整理はなされていないので、今後の、迅速な原因把握や緊急対策などの措置や危機管理対策にも対応し、活用できるような形でそれらの記録を整理して、保有されることを要望する。

財務監査

〔時間外勤務等の命令事務〕

時間外勤務時間数の算定を誤り、手当の支払額を誤っているものがある。《追給・戻入済》
(企画財政部、健康福祉部、水道ガス部)

〔臨時職員賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金について、勤務日数や遅刻及び早退の時間数を誤って算定したことにより、支払額を誤っているものがある。《追給・戻入済》
(総務部、健康福祉部)

〔旅費支給事務〕

- 1 出張先が宿泊区域でない場合に宿泊を必要とするときは、旅行命令権者が旅行命令書上にその旨を記載・押印することとされているが、その手続きがなされないまま宿泊料が支払われているものがある。
(水道ガス部)
- 2 1泊2日の日程で旅行命令が発せられているが、交通費及び2日分の日当だけが支給されており、宿泊料が支給されていないものがある。《追給済》
(水道ガス部)
- 3 宿泊を伴う研修会等に参加した後、研修等の内容を整理・保管し、有効に活用する手段でもある復命書が作成されていないものがある。
(健康福祉部)

〔契約事務〕

- 1 入札実施伺に入札保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま、保証金を免除しているものがある。
(総務部、健康福祉部、水道ガス部)
- 2 業務委託伺の起案のみで、契約締結伺いの起案がないものがある。
(企画財政部)
- 3 契約書に日付が入っていないものがある。
(企画財政部)
- 4 契約書において、遅延損害金の率の記載を誤っているものがある。
(総務部、健康福祉部)
- 5 請書に、内容は「別途設計書、仕様書および図面のとおり」と明記されているが、それらが添付されていないものがある。
(水道ガス部)

〔財産管理事務〕

- 1 行政財産使用許可において、申請書中の連帯保証人欄の記載を省略できる要件に該当していないにもかかわらず、記載省略のまま使用許可されたものがある。
(健康福祉部)
- 2 財産の使用許可において、使用料減免の対象となる事由に該当する案件であるが、減免申請書の提出がないにもかかわらず、使用料を免除しているものがある。
(水道ガス部)

〔休暇等服務事務〕

当該年に付与された年次有給休暇の日数以上に、年休を取得したように取り扱われているものがある。《戻入済》
(総務部)